

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業契約書別紙（兼重要事項説明書）③

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要な事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒410-2505 静岡県伊豆市八幡33-1
代表者（職名・氏名）	会長 飯田正志
設立年月日	平成16年4月1日
電話番号	0558-83-3013

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	伊豆市社協訪問介護事業所	
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒410-2414 静岡県本立野531-1	
電話番号	0558-74-2373	
指定年月日・事業所番号	平成16年4月1日指定	2270300136
管理者の氏名	川口ユリ	
通常の事業の実施地域	伊豆市内の地域とする。（旧修善寺町）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者的心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接觸して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. サービスの提供時間帯

提 供 日	平日、土・日・祝祭日	
提供時間	早朝時間帯	午前7時～午前8時
	通常時間帯	午前8時～午後6時
提供を行わない日	年末年始（12月29日から1月3日まで）	

6. 事業所の職員体制

職 種	資 格	人 数	勤務の体制
管理者	介護福祉士	1人	常勤1人 (兼務/サービス提供責任者 訪問介護員)
サービス提供責任者	介護福祉士	2人	常勤1人 (兼務/訪問介護員)
訪問介護員	介護福祉士	1人	常勤1人(専従)
	介護福祉士	2人	非常勤2人(専従)
	介護職員初任者研修 等修了者	5人	非常勤5人(専従)

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス(独自) I (1月につき)	週1回の利用で1月に5回以上利用の場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,760	1,176	2,352	3,528
訪問型サービス(独自) II (1月につき)	週2回の利用で1月に9回以上利用の場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,490	2,349	4,698	7,047
訪問型サービス(独自) III (1月につき)	週3回の利用で1月に13回以上利用の場合(要支援2)	37,270	3,727	7,454	11,181

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス(独自) IV (1回につき)	概ね週1回の利用で1月の中で全部で4回まで利用の場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,870	287	574	861
訪問型サービス(独自) V (1回につき)	概ね週2回の利用で1月の中で全部で1回～8回まで利用の場合(事業対象者・要支援1・2)	2,870	287	574	861
訪問型サービス(独自) VI (1回につき)	週2回以上の利用で1月の中で全部で1回～12回まで利用の場合(事業対象者・要支援1・2)	2,870	287	574	861

上記の基本利用料は、厚生労働省が告示で定める金額に準ずるであり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額等			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000	200	400	600
特別地域 加算	サービス提供が困難な地域で事業所がサービス提供を行った場合に基本料金と加算額の合計に15%をかけた金額を加算する。				

(2) キャンセル料

あなたのご都合により当日の訪問介護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合は、至急、当事業所にご連絡ください。

連絡先	電話番号	0558-74-2373
	受付期間	月～金曜日（祝祭日は除く。）、午前8時30分～午後5時

ご利用の前日受付期間までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の当日の利用時間以前にご連絡をいただいた場合	基本料金の50%
ご利用の当日にご連絡がなかった場合	基本料金の100%

*心身の不調等お客様の不可抗力によるキャンセルには、キャンセル料は発生しません。

不可抗力にあたる例示は、次のとおりです。

（例1）ご家族がおられる場合を除き、お客様の心身の不調により、ご本人が連絡することができなかつた場合。

（例2）訪問介護員が、ご自宅に伺った際に、体調不良となり、介護を利用することが困難となつた場合。

(3) 料金の支払方法

あなたが当事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月15日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、請求書送付月の月末以内にお支払いください。支払方法は、現金払い、金融機関口座自動振替の中からご契約の際に選んでください。また、金融機関口座自動振替にかかる手数料は当事業所が負担いたします。

9 緊急時・事故発生時の対応方法

訪問介護等の提供中にあなたに容体の変化等があった場合や何らかの事故が発生した場合は速やかにお客様の主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主 治 医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	1. (- - -) 携帯 (- - -) 2. (- - -) 携帯 (- - -)

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び伊豆市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待防止について

当事業所及び職員は、人権の擁護・虐待の防止のために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する虐待防止のための研修や訓練を定期的に実施し、必要な措置が適切に実施するための担当者を配置するなどを講じます。

●虐待防止に関する責任者 伊豆市社会福祉協議会 鈴木 雅登

12. 感染症が発生し、又はまん延しないための措置について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する感染症に関する研修や訓練を定期的に実施し、適切に実施するための必要な措置を講じます。

13. 苦情相談窓口

(1) お客様は、当事業所の訪問介護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。お客様は、当事業所に苦情を申立てたことにより、何らかの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担 当 伊豆市社会福祉協議会
担 当 者 事務局長 梅原久善
電話番号 0558-83-3013

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	伊豆市健康長寿課	電話番号 0558-74-0150
	静岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 054-253-5590

(3) 事業所は、苦情受付担当者では言い難いこと、事業所に対する不満等、苦情相談に社会性や客觀性を確保し利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情相談第三者委員を配置するものとします。

苦情相談第三者委員 渡邊 光由（社協監事） 岡本光一朗（社協監事）

14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者　　所在地　静岡県伊豆市本立野531番地の1
事業者（法人）名　伊豆市社協訪問介護事業所
代表者職・氏名　　会長　飯田正志　印
説明者職・氏名　　　　　　　　　印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者　　住所
　　　　　　氏名　　印

署名代行者（又は法定代理人）
　　住所
　　本人との続柄
　　氏名　　印

立会人　　住所
　　氏名　　印